

議案第65号

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年11月28日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例

(養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例(平成16年養父市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6箇月」を「6か月」に改め、同項の表12月1日の項を次のように改める。

12月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25
-------	------------	----------	------------	------------

第2条 養父市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表を次のように改める。

基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75
12月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

議案第65号 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第1条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案																																										
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前 <u>6箇月</u> 以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前 <u>6か月</u> 以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の207.5</td> <td>100分の166</td> <td>100分の124.5</td> <td>100分の62.25</td> </tr> <tr> <td><u>12月1日</u></td> <td><u>100分の207.5</u></td> <td><u>100分の166</u></td> <td><u>100分の124.5</u></td> <td><u>100分の62.25</u></td> </tr> </tbody> </table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25	<u>12月1日</u>	<u>100分の207.5</u>	<u>100分の166</u>	<u>100分の124.5</u>	<u>100分の62.25</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">基準日</th> <th colspan="4">在職期間</th> </tr> <tr> <th>6か月</th> <th>5か月以上 6か月未満</th> <th>3か月以上 5か月未満</th> <th>3か月未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月1日</td> <td>100分の207.5</td> <td>100分の166</td> <td>100分の124.5</td> <td>100分の62.25</td> </tr> <tr> <td><u>12月1日</u></td> <td><u>100分の217.5</u></td> <td><u>100分の174</u></td> <td><u>100分の130.5</u></td> <td><u>100分の65.25</u></td> </tr> </tbody> </table>					基準日	在職期間				6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満	6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25	<u>12月1日</u>	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25																																											
<u>12月1日</u>	<u>100分の207.5</u>	<u>100分の166</u>	<u>100分の124.5</u>	<u>100分の62.25</u>																																											
基準日	在職期間																																														
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満																																											
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25																																											
<u>12月1日</u>	<u>100分の217.5</u>	<u>100分の174</u>	<u>100分の130.5</u>	<u>100分の65.25</u>																																											
3・4 (略)					3・4 (略)																																										

第2条 養父市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行					改 正 案				
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の207.5	100分の166	100分の124.5	100分の62.25	6月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75
12月1日	100分の217.5	100分の174	100分の130.5	100分の65.25	12月1日	100分の212.5	100分の170	100分の127.5	100分の63.75
3・4 (略)					3・4 (略)				